

鳥取県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月29日

鳥取県議会議長 伊 藤 美 都 夫

鳥取県議会規則第 1 号

鳥取県議会会議規則の一部を改正する規則

鳥取県議会会議規則（昭和31年鳥取県会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(所属会派の届出等)</p> <p>第 4 条 議員は、その所属する会派（<u>2人以上の議員をもって結成されるものをいう。以下同じ。</u>）を議長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。</p> <p><u>2 会派に属さない議員は、無所属とする。</u></p>	<p>(所属会派の届出)</p> <p>第 4 条 議員は、その所属会派を議長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。</p>
<p>(所掌事務等の調査)</p> <p>第66条 略</p> <p>2 議会運営委員会が法第109条第 3 項に規定する調査をしようとする場合には、前項の規定を準用する。</p>	<p>(所掌事務等の調査)</p> <p>第66条 略</p> <p>2 議会運営委員会が法第109条の 2 第 4 項に規定する調査をしようとする場合には、前項の規定を準用する。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。